

おくやみ 手続きガイド

東大和市

この度のご不幸に際し、心よりおくやみ申し上げます。

死亡届を提出した後、様々な手続きが発生します。主に市役所での
手続きを掲載しました。ご遺族の皆様の一助になりましたら幸いです。

住所が他自治体にある方が亡くなった場合は、こちらを参考にし、
該当の自治体にお問い合わせください。

東大和市役所 代表電話番号:042-563-2111

お片付け代行

遺品整理士の地区統括が お伺いいたします

他社様と比べると2倍ほどお時間をいただきますが、ご家族様のお気持ちに寄り添い“故人が本当に残したかったもの”を探し出します。

✓ 遺品整理

今後のお手続きに必要な書類や貴重品、財産などに関わる物を丁寧に選別いたします。

✓ 買い取り

有価物の査定を行い、高価なものは代行オークションを行います。

✓ リユース

使える物はクリーニング後に国内外へ寄付などを行います。

✓ ごみの処分

東大和市指定の分別で
適切に処分いたします。

お気軽に
ご相談ください！



042-315-2922

08:30 ~ 17:30 / 年中無休



株式会社日本屋
東大和市狭山5-1599

東京都公安委員会許可第 308792115824

おくやみ手続き一覧

市役所1階西側

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
世帯主であった方	・残された世帯員が2人以上いる場合は、新しい世帯主を登録する手続きが必要です。	亡くなった日から概ね2週間以内を目安	必要な書類等は、お問い合わせください。	1 市民課	☐
印鑑登録証をお持ちの方	・印鑑登録証を返却してください。		印鑑登録証	1 市民課	☐
国民健康保険の資格を有していた方	・国民健康保険被保険者証等(※)を返却してください。世帯主の方が死亡した場合は、その世帯全員の被保険者証等を返却してください。新しい世帯主での被保険者証等を交付します。 ※被保険者証(保険証)のほか、資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額証等 ・葬祭を行った方(喪主)の申請に基づき、葬祭費を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年以内	葬儀の領収書等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。	2 保険年金課 (国民健康保険給付係・国民健康保険税係)	☐
後期高齢者医療制度の資格を有していた方(75歳以上、又は65歳以上で一定の障害のある方)	・後期高齢者医療被保険者証等(※)を返却してください。 ※被保険者証(保険証)のほか、資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額証等 ・葬祭を行った方(喪主)の申請に基づき、葬祭費を支給します。	葬祭を行った日の翌日から2年以内	葬儀の領収書等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。	2 保険年金課 (高齢者医療年金係)	☐
年金を受給していた方	・未支給年金の請求ができる場合があります。手続き先は、年金事務所、各共済組合となります(障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給されていた方は、市役所でも受け付ける場合があります)。	速やかに手続きをお願いします。	亡くなられた方の年金証書をご用意の上、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル(TEL 0570-05-1165)」へお問い合わせください。共済年金を受給していた方は、各共済組合へお問い合わせください。	2 保険年金課 (高齢者医療年金係)	☐
年金に加入中であった方	・遺族厚生年金の請求ができる場合があります(厚生年金に加入したことがある方の手続きは、年金事務所で受け付けます)。 ・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金を請求できる場合があります(国民年金のみに加入されていた方、及び死亡一時金の手続きは市役所でも受け付けます)。	速やかに手続きをお願いします。	亡くなられた方の基礎年金番号が確認できるものをご用意の上、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル(TEL 0570-05-1165)」へお問い合わせください。	2 保険年金課 (高齢者医療年金係)	☐
税金の未納や、口座振替の登録がある方	・相続権を有する方に対し納付方法のご案内があります。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 納税課	☐
市民税・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税が課税されていた方	・相続人代表者届出書等の届出が必要となります。詳細は、お問い合わせください。	相続人代表者が決まりましたら、随時	相続人代表者届出書(その他必要な書類等は、お問い合わせください。)	4 課税課	☐
原動機付自転車、二輪車、三輪車、四輪車等の軽自動車をお持ちの方	・名義変更または廃車の届出が必要になりますので、手続き場所等のご案内があります。	新しい所有者が決まりましたら、随時	必要な書類等については、お問い合わせください。	4 課税課	☐

市役所1階東側

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
保育施設に通う児童	・保育施設の取下げの手続きが必要です。	随時	取下届	6 保育課 (保育・幼稚園係)	☐
保育施設に通う児童と同居していた方	・世帯員の変更手続きが必要です。 (同居していれば別世帯でも手続きが必要です)	随時	変更申出書 その他必要な書類等は、お問い合わせください。	6 保育課 (保育・幼稚園係)	☐
18歳以下の子ども(障害のある子どもの場合は20歳未満が対象)	・手当、医療費助成などの手続きが必要になることがありますので、詳細はお問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	7 子育て支援課	☐
18歳以下の子ども(障害のある子どもの場合は20歳未満が対象)を養育していた方	・手当、医療費助成などの手続きが必要になることがありますので、詳細はお問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	7 子育て支援課	☐
身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方	・各種手当の消滅手続きが必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	8 障害福祉課 (庶務係)	☐
身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方	・手帳の返還申請やサービスの廃止等の手続きが必要です。	随時	身体障害者手帳、愛の手帳	8 障害福祉課 (障害福祉係)	☐
自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・受給者証や手帳の返還手続きが必要です。	随時	自立支援医療受給者証、精神障害者保健福祉手帳	8 障害福祉課 (医療助成係)	☐
難病医療費助成制度、肝炎治療医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者証または医療券をお持ちの方	・受給者証または医療券の返還や各種手当の廃止の手続きが必要です。	随時	受給者証または医療券、手当の対象の方は印鑑	8 障害福祉課 (医療助成係)	☐
東京都心身障害者医療費助成制度(マル障)受給者証をお持ちの方	・受給者証の返還手続きが必要です。	随時	東京都心身障害者医療費助成制度(マル障)受給者証	8 障害福祉課 (医療助成係)	☐
生活保護受給者の方	・葬祭扶助の申請をできる場合があります。	ご葬儀の前にご相談ください。	必要な書類等は、お問い合わせください。	9 生活福祉課	☐

市役所2階

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
介護保険被保険者証等をお持ちの方	・介護保険被保険者証を返却してください (介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はあわせて返却してください)。	随時	介護保険被保険者証 (介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	1 介護保険課 (介護保険係、介護給付係)	☐
高額介護サービス費の支給予定の方や、住宅改修又は福祉用具購入を申請中の方	・振込先の変更の手続きが必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	1 介護保険課 (介護給付係)	☐

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
要介護認定申請中の方	・要介護認定が不要である場合は、申請の取り下げを行ってください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	1 介護保険課 (介護認定係)	☐
高齢者福祉サービス等を利用していた方	・高齢者福祉サービス等の廃止の届出が必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	2 地域包括ケア推進課(地域包括ケア推進係、高齢者支援係)	☐

市役所3階

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
市営住宅の使用者または同居者の方	・市営住宅の契約関係の手続きが必要になることがあります。詳しくはお問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 管財課 (用地管財係)	☐
台帳地目が農地(畑・田)である土地を相続した方	・農地法第3条の3の規定による届出書を提出してください。	新しい所有者が決まりましたら、随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	5 産業振興課	☐
台帳地目が農地(山林)である土地を相続した方	・森林法による届出が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	新しい所有者が決まりましたら、随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	5 産業振興課	☐
風水害や地震等の自然災害により被災された方	・り災証明が必要な場合、お問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	6 防災安全課	☐
亡くなった方、もしくは葬儀を行う方が東大和市民の方	・市民葬儀を希望される場合、指定業者をご案内します。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	7 地域振興課	☐
犬を飼っている方	・飼い主の変更の手続きが必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	8 環境対策課	☐

市役所5階

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
学童保育所・ランドセル来館を利用していた児童	・退所の届出が必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 青少年課	☐
学童保育所・ランドセル来館を利用していた児童の保護者の方	・申請内容変更手続きが必要です。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	3 青少年課	☐

その他

対象の方	手続きの内容	期間	必要なもの	担当課	確認
図書館利用登録者の方	・資料の返却や図書館利用登録の削除の手続きが必要です。	資料は返却期限内に。利用登録の削除は随時。	図書館資料 その他必要な書類等は、お問い合わせください。	中央図書館: TEL 042-564-2454	☐
火災により被災された方	・り災証明が必要な場合、お問い合わせください。	随時	必要な書類等は、お問い合わせください。	北多摩西部消防署 予防課: TEL 042-565-0119	☐

戸籍・住民票(除票)の取得についてのご案内

Q 東大和市が本籍地です。死亡届を出してから、戸籍に内容が反映されるまでどれくらいかかりますか？

A 届出をしてから、一週間程度かかります。
東大和市以外の役所に届出をした場合は、当市に死亡届が到着してから一週間程度かかります。

Q 「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか？

A 戸籍は婚姻等の届出をしたときや、法律が変わるたびに新しく作られます。
それらすべての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」となります。

Aさんのケース



上記の例の場合、三か所(東村山市・小平市・東大和市)で戸籍を請求する必要があります。
役所に請求する際は、「〇〇〇〇(Aさんの名前)の出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えていただくとスムーズです。

Q 戸籍や住民票(除票)を請求できるのはどのような関係性の人ですか？

A 戸籍：直系親族(親・子・孫等)や配偶者です。(兄弟・姉妹は直系親族にはあたりません)
住民票(除票)：同一世帯の人です。

上記以外の方が請求する場合は、請求することができる人からもらう委任状が必要になります。
委任状をもらうことができない場合には、事前にご相談ください。

東大和市こころの体温計のご案内

東大和市 こころの体温計 検索



自分や大切な方のこころの状態をセルフチェックでき、相談先も掲載されています。

※利用料無料 通信料は自己負担

担当課 東大和市立保健センター

東大和市空き家対策ハンドブックのご案内

東大和市では、住まいや空き家の適正管理や利活用に関する情報発信のため「空き家対策ハンドブック」を作成しています。

空き家でお悩みの方や、住まいのこれからを考えるために役立つ情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。



謹んでお悔やみ申し上げます

相続税についてのご案内

お亡くなりになられた方の **遺産の総額** が **基礎控除額** を超える場合

遺産…土地／建物／株式や投資信託／現金預金／死亡保険金(一定金額まで非課税) など

亡くなられた日の翌日から**10か月以内**に相続税の**申告が必要**になります



必ずご確認ください

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

遺産の総額 が 基礎控除額 を
下回る

申告は**不要**です

ただし、相続前に預金から引出した現金や家族名義の口座へ移した預金、生前に行った贈与がある場合など遺産の範囲には注意が必要です

遺産の総額 が 基礎控除額 を
上回る

申告が**必要**です

ただし、特例などの適用により納税額がゼロとなる場合もあります
● 小規模宅地等の特例
● 配偶者の税額軽減

申告の要否には慎重な判断が必要です。
ご家族だけで悩まず、専門家にご相談ください。

初回相談
無料

遺産分割によって相続税の納税額が変わることがあります。
相続に関する実績と経験豊富な税理士が、お客様一人ひとりに
親身に対応することをお約束いたします。



G 税理士事務所 グレイス

東京税理士会
税理士 松井達也



☎042-316-8566

【平日】9:00～18:00

東京都国分寺市本町3-11-17 ビルドシティプラザ4F
JR中央線「国分寺駅」北口から徒歩3分

H P▶<http://www.mmmtax.com/>
MAIL▶info@grace-souzoku.jp

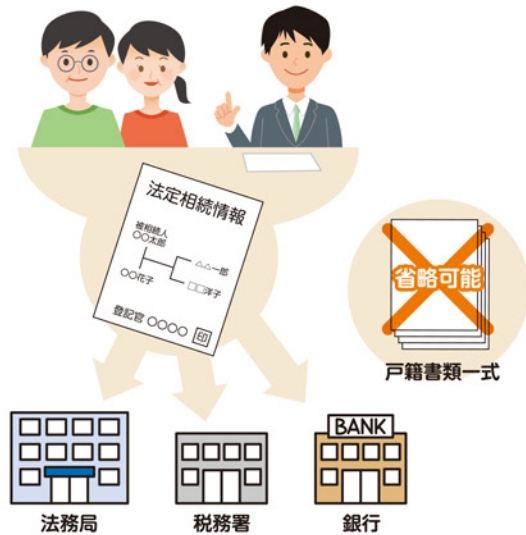
※予約していただければ時間外や土日祝日でもご相談可能です。

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

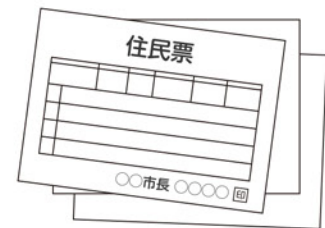
- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

遺産分割って
どうしたら
いいの？



遺言書の確認や
遺産分割協議書などの
書類の作成は
どうすればいいの？



相続のこと
誰に頼めば
いいんだろう...



相続 についての お悩み解決 は

私たち弁護士に お任せください！



相続に関するお悩みに、
地元立川で経験を積んだ弁護士が
親身に対応いたします。



立川・多摩
地区
地元密着

(桐朋中学・高校、
一橋大学卒業)

相続案件の
**経験
多数**

相続案件の
初回相談
無料

＼お気軽にご相談ください／



弁護士
大澤 琢朗

鷹取・大澤法律事務所
042-521-3641

東京弁護士会
所属

HPはこちらから



鷹取・大澤法律事務所 🔍 検索

所在地 立川市柴崎町3丁目5番15号 OSBLDG 602号

FAX 042-521-3656 E-mail ken-63@mtg.biglobe.ne.jp

営業時間 10:00～18:00 休業日 土・日・祝日 土日の対応をご希望の方はご相談ください



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

東大和市で相続税のことなら のいけ税理士事務所へ

相続税に特化

国税で30年の実績

専門的な知識と経験

一生に何度も経験されることのない相続手続きは
限られた時間の中での的確に進める必要があります
経験豊富な当事務所にご相談ください



そのほかに、相続後の実家等の売却の申告や
次の代への相続などについても
アドバイスさせていただきます

※登記や測量など、適切な専門家に
お繋ぎさせていただきます

相続税
申告相談室

のいけ税理士事務所

国税の職場経験30年の税理士が、直接対応させていただきます。お気軽にご相談ください。

☎ 042-506-0255

✉ souzoku.noike.zeirishi@gmail.com

東京都立川市柴崎町3-11-8 ドゥエール・エモン205

立川駅南口 徒歩5分 立川すえひろ様の裏のマンションです。

営業時間：11時から19時 定休日：土曜日・祝日

※ 事前にご予約いただければ、土曜日や祝日だけでなく、営業時間以外も
ご対応させていただきます。

初回相談
無料

HPIはこちらから



ご遺族メモ



相続

ご相談ください

なんでも

あゝあ
こまったな



お客様から選ばれる5つの理由

1

相続専門の特化型事務所

相続税申告件数年間40件以上の経験と実績があり、他の税理士からの依頼もあります

2

安心の料金事前提示

インターネットでも料金体系を明示しているため、過大請求の心配がありません

3

相続手続きワンストップ対応

行政書士資格保有なので、遺産分割協議書作成もお任せください

4

徹底した税務調査対策

個別具体的な説明を付した書面添付で、税務署に適正申告をアピールします

5

お勤めの方、ご高齢の方も安心

日曜日や夜間の相談対応、ご自宅への訪問による相談対応も可能です

初回
相談無料

※生前対策除く

[http://
相続専門.jp](http://相続専門.jp)



税理士 鎌田 健吾

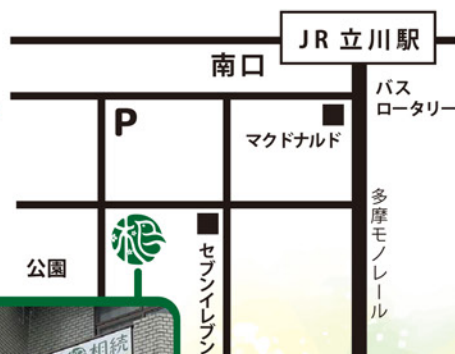
鎌田相続税理士事務所

税理士 第132279号 行政書士 第22080408号



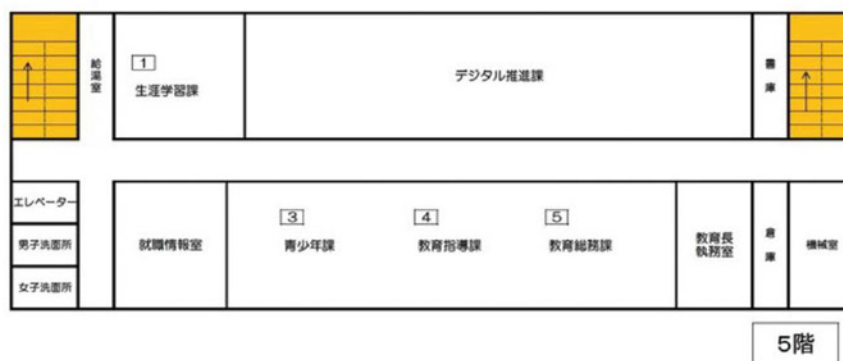
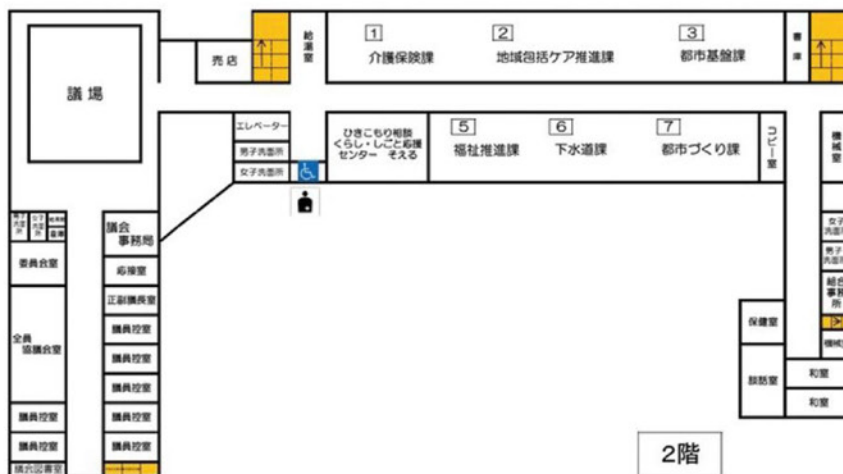
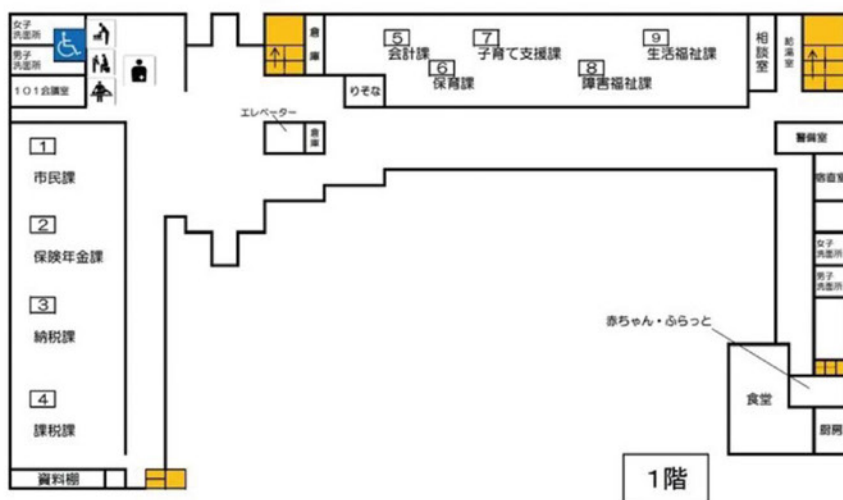
立川駅南口徒歩3分
TEL (042) **525-0588**

月・火・木・金 9時～18時 水・土 9時～13時



立川市柴崎町
2-3-15 浜中ビル401
(※エレベーター有り)

庁舎内地図



相続登記 義務化に対応

多摩都市モノレール 立川南駅 から徒歩2分
JR立川駅南口からも徒歩4分

不動産の名義変更

戸籍謄本取得代行

遺言書作成・終活支援

成年後見・事業承継

代表司法書士
松本 万紀

拓実リーガル司法書士法人ができること



1 最初から最後まで。丁寧なお付き合い

どんな小さなご要望にもお応えし、状況に応じて柔軟な対応を取れるよう、何よりもコミュニケーションを大切にお仕事をさせていただいています。工夫と、きめ細やかなサービスを、ぜひご体感ください。

2 料金に関する不安は、事前に払拭

拓実リーガル司法書士法人では、必ず事前に費用のご説明をし、ご納得いただいてから依頼をお受けするようにしております。お気軽にご相談ください。

3 夜間や土日祝も。出張相談も対応

事前にご予約をいただくことでお仕事あがりの夜間や、土日祝日もご対応可能です。

まずは事前にお電話にてご予約を

相談無料
各種セミナーも
行っております



拓実リーガル司法書士法人

立川市柴崎町3丁目11番4号 東京ロジテック千代田ビル8階

☎ **042-512-7506**

無料相談受付

平日/9:00~18:00

事前の連絡で下記の対応が可能です。
■20:00まで対応 ■土日祝日対応

JR立川駅
から
徒歩
4分



行政手続を専門とする

あなたの街の法律家 東京都行政書士会立川支部

このような困りごとありませんか？

- 遺産分割ってどうすればいいのかわからない
- 相続人、相続財産の調査の仕方がわからない
- 遺産分割協議書をどう書けばいいのかわからない
- 銀行預金の相続の手続きについて教えてほしい
- 亡くなった人の車は乗ってもいいのか教えてほしい
- 誰も住まなくなる空き家をどうすればいいのかわからない
- 会社を子供に継がせたいけれど、どうすればいいのか …など

私たち行政書士が
力になります！



ご相談の流れ



具体的な内容の相談・依頼になるまでは無料です！まずは、お気軽にお問い合わせください。

東京都行政書士会 立川支部 TEL.042-512-7870 メール iriyama@keieihoumu.info

〒190-0012 東京都立川市曙町1-17-1 井上ビル302 (入山行政書士事務所内) 行政書士会 立川支部 Q